

平成 23 年 7 月 28 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会員の売買管理体制の強化等に伴う「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の改正を行います。

概要は別紙のとおりです。

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記のうえ、下記要領にて、平成 23 年 8 月 10 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ（<http://www.sse.or.jp/>）において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1．意見提出期限

平成 23 年 8 月 10 日（水）

2．提出方法

郵送、ファクシミリ

3．宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4．意見等処理方法

平成 23 年 8 月 10 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会員の売買管理体制の強化等に伴う「会員における不公正取引の防止のための
売買管理体制に関する規則」の改正について

平成 23 年 7 月 28 日
証券会員制法人 札幌証券取引所

．趣旨

会員の売買管理体制の強化等を図る観点から、インターネットを利用した取引に関し、売買審査の実効性の確保に必要な情報の保存を義務付けるため、「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を一部改正することとします。

．内容

項目	内容	備考
インターネット取引に関する情報の保存	会員は、インターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報として本所が別に定める情報をその定めるところにより保存しなければならないものとします。	売買審査の実効性の確保に必要な情報は、情報処理技術の進展等によって大きく変化する可能性があることなどを踏まえ、本所が別に定めることとします。

．施行日

平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

以 上